

給付型奨学金制度の拡充及び改善を求める意見書

高い学費や生活費のために、学生の2人に1人が将来の借金となる奨学金を利用している。その平均利用額は300万円に上り、多くが有利子である。

奨学金は多額の借金となるために、不安を抱え過酷なアルバイトをせざるを得ない学生が増えている。学生のいる家庭の負担も限界であり、経済的理由から進学を断念する高校生は後を絶たない。

文部科学省は、平成29年度から給付型奨学金制度を一部先行して実施し、平成30年度に制度を拡充することを決定した。平成29年度の対象者は、非課税世帯で、高校が推薦し一定の成績などの条件を満たし、私立大学に自宅外通学する学生と児童養護施設退所者などである。

しかし、給付型奨学金の対象となる学生は、全国で平成29年度は2千800人、平成30年度は2万人と極めて少ない内容である。他の先進国における給付型奨学金受給率は、アメリカ47%、イギリス48%となっており、日本もさらに対象者を拡大し、必要としている学生なら誰でもが受けられる制度に改善していくことが強く求められている。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 給付型奨学金制度の対象者を拡充し、学生の3割以上が利用できる制度にすること
- 2 高校生も奨学金給付対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

新潟県佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿